

## KARTE 有料サポート 利用規約

### 第1条（本規約の適用）

1. KARTE 有料サポート利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社プレイド（以下「当社」といいます。）が提供する本サービス（第2条第1項で定義します。）の利用条件を定めるものです。
2. 本規約は、当社と本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結した者（以下「~~パートナー~~サービス利用者」といいます。）との間の一切の關係に適用するものとします。
3. ~~パートナー~~サービス利用者は、本規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。

### 第2条（サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が以下の各事項について、当社サービス「KARTE」（当社が「KARTE」を含む名称で提供するサービスをいいます。以下同じ。）を利用するために~~パートナー~~サービス利用者が行う作業に必要なサポートを行うサービスです。なお、本サービスは、準委任契約に基づいて提供されるものとし、本サービスの具体的な内容は本契約において定めるものとします。
  - ① イベント設計・タグ設置
  - ② タグやデータ連携等の実装・公開、検証
  - ③ 当社サービス「Datahub」のデータ連携
  - ④ 接客カスタマイズ等の施策
  - ⑤ その他、テクニカル領域
2. 以下の各事項は、本サービスの対象外とします。但し、~~パートナー~~サービス利用者と当社が別途書面で合意した場合はこの限りではありません。
  - ① マニュアル、仕様書等の作成
  - ② 予め定めた上限時間を超過するサポート
  - ③ その対応に緊急性を伴うサポート
  - ④ 連携する第三者のプロダクトに関するサポート
  - ⑤ 出張サポート
  - ⑥ 海外からの問い合わせサポート

### 第3条（本契約の成立）

本契約は、当社が KARTE 有料サポートの内容、仕様、サポート期間・日時、委託料（以下「委託料」といいます。）・その支払方法等の契約条件を記載し~~パートナー~~サービス利用者~~に~~交付する見積書に基づき、~~パートナー~~サービス利用者が本サービスの利用を申込み、当社がこの申込みを承諾することによって成立するものとします。

#### 第4条（有効期間等）

1. 本契約の期間は、別途パートナーサービス利用者と当社が合意した期間とします。但し、当社とパートナーサービス利用者の合意に基づき延長することを妨げないものとし、ます。
2. 前項の規定にかかわらず、KARTE 利用規約（<https://karte.io/terms-of-use.html>~~https://karte.io/legal/terms-of-use.html~~）及び KARTE Blocks 利用規約（<https://karte.io/legal/terms-of-blocks.html>）に基づきパートナーサービス利用者と当社との間で締結した KARTE の利用に関する契約がすべて終了する場合、本契約も終了するものとし、ます。
3. 前項に規定する KARTE の利用に関する契約が中止、停止する場合、当社は本サービスの提供を中止、停止することがあります。
4. パートナーサービス利用者は、本契約の期間満了前に本契約が終了した場合その他いかなる場合であっても、当社に対し期間満了までの委託料等全額の支払義務を負うものとし、当社は受領する委託料等の返金を行いません。

#### 第5条（サービスの提供）

1. 当社はパートナーサービス利用者に対し、善良なる管理者の注意義務をもって、パートナーサービス利用者と当社が合意した範囲で本サービスを提供します。
2. パートナーサービス利用者は、必要な情報の提供その他当社が本サービスを提供するために合理的に必要となる協力を行うものとし、ます。
3. パートナーサービス利用者が本サービスを受けるための機器や通信環境は、パートナーサービス利用者自らの責任と費用負担により備えるものとし、ます。
4. パートナーサービス利用者は、本サービスを自らの判断で利用するものとし、その利用結果、有用性等について当社は保証を行いません。
5. 当社は、本サービスを第三者に再委託することがあります。
6. 当社が本サービスを提供する過程において得られたノウハウ、その他の知的財産権は当社に留保されるものとし、ます。

#### 第6条（免責）

1. 当社の責めに帰すべき事由により、本サービスに不履行がある場合、当社は、1ヶ月を上限として本契約の範囲内で不履行のあった部分に対応するサポートを継続するものとし、ます。ただし、かかるサポート継続は、不履行のあった個別のサポートの提供時から1ヶ月以内にパートナーサービス利用者から当社に対し書面による通知があった場合に限り実施されるものとし、ます。なお、当社による補償は、かかるサポートの継続に限られ、原則として金銭による賠償は行わないものとし、ます。万一、やむ得ない事由に

より金銭による賠償を行う場合、賠償額は委託料の1ヶ月分相当額を上限とします。

2. 本サービスでは、当社が善良なる管理者の注意義務をもって対応してもエラーやバグ等が生じることがあります。また、その難易度によっては解決に長時間を要し、あるいは解決されない場合もあります。これらについては、当社はパートナーサービス利用者に対し何らの責任も負わないものとします。
3. 当社は、台風、地震、その他の天変地異、暴動、内乱、法令等の改正、公権力の公使、通信回線の障害、システム又は関連設備の修繕保守工事、又は当社の責めに帰すべき事由によらない本サービスの提供の中止、停止等について一切の責任を負わないものとします。
4. 本規約の他の定めにかかわらず、当社は、万一、パートナーサービス利用者による本サービスの利用に際してパートナーサービス利用者と第三者との間にトラブル、紛争が生じた場合であっても、パートナーサービス利用者と第三者との間に生じた一切のトラブル、紛争について何らの責任も負わないものとし、パートナーサービス利用者と第三者との間で直接これを解決するものとします。

#### 第7条（その他）

1. パートナーサービス利用者及び当社は、相手方が以下の各事由に該当するときは、本契約を解除することができます。この場合、解除された当事者に、その相手方に対する支払い債務等があるときは、期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。
  - ① 本規約の規定に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反状態を是正しないとき
  - ② 手形又は小切手の不渡り、破産や民事再生・会社更生・特別清算等の手続き開始の申し立て、又は仮差押・仮処分・差押・滞納処分等の開始があったとき
  - ③ 営業の停止・廃止、解散や合併の決議をしたとき
  - ④ その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
2. パートナーサービス利用者及び当社は、本契約の締結及び履行において知った相手方の秘密を厳に保持し、相手方の事前の承諾なく、本契約の目的外に使用せず、また第三者に開示、提供等しないものとします。
3. パートナーサービス利用者及び当社は、相手方の事前の承諾なく、本契約上の地位、ならびに本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡、移転、担保設定又はその他の処分をしないものとします。
4. 本規約は、日本法に準拠し解釈されるものとし、当事者間で疑義や紛争を解決する必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
5. 当社は、本規約を変更する場合には、当社所定の方法に従い事前にパートナーサービス利用者に対して通知します。規約の変更後、パートナーサービス利用者が本サービスの利用を継続した場合は、当該変更を承諾したものとし、その後は変更後の規約を適用し

ます。

6. 本規約の改定前に申し込まれ、当社が承諾したテクニカルサポートは、改定前の規定によります。